

マイナンバーカード交付申請書の再々送付が行われます

地方公共団体情報システム機構より、まだマイナンバーカードの交付申請を行っていない方へ、QRコード付き交付申請書が順次再々送付がされます。マイナンバーカードの申請がお済みでない方で、申請を希望される方は今回送付されます申請書をご活用ください。

発送元：地方公共団体情報システム機構

発送時期：令和4年7月～8月

対象者：マイナンバーカードの申請をしていない方

以下に該当する方は対象外となります。

1. 令和3年10月31日時点で75歳以上の方
2. 令和4年中に出生、国外転入等により、個人番号通知書の送付を受けた方

3. 在留期間に定めのある外国人住民の方など

再々送付が行われない方で、交付申請書が必要な方は、町民環境課の窓口にて再交付を受けることができます。また、既にお手元にお持ちの交付申請書を使っていただくこともできます。

注意：処理の都合上、すでにマイナンバーカードの申請をされた方にも交付申請書が再送付されることがあります。ご了承ください。また、マイナポイントをご希望される方について、マイナンバーカードは9月末日までに申請してください。

問い合わせ先 町民環境課 TEL 377-5653

マイナンバーカード臨時窓口のお知らせ

マイナンバーカードの臨時窓口を開設します。

交付通知書を受け取られた方で、平日役場開庁時間内にマイナンバーカードを受け取りに来られない方は、この機会をご利用ください。

また、町民環境課ではマイナンバーカードの交付申請に必要な顔写真を無料撮影し、交付申請書作成をサポートしています。平日役場に来庁できない方で、申請サポートをご希望の方もこの機会をご利用ください。

※マイナンバーカードの受け取り及び写真撮影は予約制です。必ず事前に電話予約をしてください。

と き

【休日臨時窓口】

日曜日：7月24日、8月28日

9時～12時及び13時～17時

(最終の受付は16時40分)

【夜間臨時窓口】

水曜日：7月20日、8月3日、17日

17時30分～19時 (最終の受付は18時45分)

ところ 朝日町役場 町民環境課

その他

- 臨時窓口の日程は変更になる場合があります。また、日程は朝日町ホームページにも掲載しています。
- 予約や予約の変更は、前日（前日が土日又は祝日の場合には直近の役場開庁日）までをお願いします。

予約先・問い合わせ先 町民環境課 TEL 377-5653



安心して農地の貸し借りをしませんか

(県) 農地中間管理事業・(町) 農地銀行事業の申し込み

農地を安心して貸し借りできる制度をご案内いたします。新たに農地を「貸したい」、「借りたい」とお考えの方に対し、利用権設定事業（農地貸借）の受付をおこないます。

農地を所有しているが、耕作できない方（出し手）や規模拡大を求める農業者（受け手）は、この制度を利用した遊休農地発生防止・解消のため、ご検討をお願いします。

なお、当事業は農地の出し手・受け手双方合意により契約が成立します。相手先が見つからず不調となるときがあること、予めご了承ください。

事業の特色

- ・契約書による貸借です。
- ・期間満了時、農地は確実に返却されます。（離作料は不要）

- ・継続手続により繰り返しの貸借が可能です。
- ・原則、契約変更はできません。万一、利用権設定期間中に解除するときは、出し手と受け手が協議し、双方合意による解約手続きが必要となります。

1. 締切 8月1日まで
2. 契約日 令和4年10月1日
3. 対象 市街化調整区域内農地
(市街化区域内農地は対象外)
4. 期間 中間管理事業10年間、農地銀行事業3年間
5. 備考 中間管理事業の受け手は「受け手登録」が必要となります。

問い合わせ先 産業建設課（農業委員会） TEL 377-5658

北勢地域若者サポート ステーション出張相談 in朝日 (無料・要予約)

内容：就労に対するさまざまな相談をお受けします。
対象：15～49歳で無職の方（ご家族・関係者・在学中でも可）
日時：7月27日（水） 10時～12時
場所：朝日町役場 1階町民相談室
問合せ・申込先：北勢地域若者サポートステーション
TEL 359-7280